政策会議付議事案書(平成29年10月24日) 提案課名 文書法制課

報告者名 栗原 裕二

事案名 | 秦野市個人情報保護条例の一部を改正することについて

資料

有

必 性

過

検 討

結

果

個人情報の定義の明確化を図ること等により個人情報の保護及び有用性の確保に資 的一することを目的として、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」 という。)」の一部を改正する法律が、本年5月30日に施行されました。

本市においても、法の趣旨を考慮し、個人情報の保護対策を適切に行っていくため、 秦野市個人情報保護条例の一部を改正するものです。

1 平成28年5月

個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報の仕組みの 導入等が規定された改正法の公布(施行は、本年5月30日)

2 平成28年12月 経

要配慮個人情報の取扱事務に係る庁内調査の実施

3 平成29年4月以降

条例改正に向けた内部による検討開始

神奈川県では本年第2回定例会で可決(平成30年1月1日から施行)されてい ますが、県央他市は海老名市で本年第4回定例会、その他は平成30年第1回定例 会において上程予定となっています。

※ 本年6月には、マイナンバー関連法の改正に伴う個人情報保護条例の一部を改正 する条例の議決、公布及び施行がなされています。

決定等を要する事

項

個人情報の定義及び要配慮個人情報の取扱いについて、国に準じた内容とするよう 条例を改正すること。

今後 の取扱 1 平成29年11月

秦野市情報公開・個人情報保護審査会から意見聴取

2 平成30年 2月

平成30年第1回定例会に条例改正案を上程(施行期日は、同年4月1日(要配 慮個人情報を個人情報取扱事務登録簿に記載するための経過措置あり))

平成29年10月24日 文書法制課作成

秦野市個人情報保護条例の一部を改正することについて

1 条例改正の背景

個人情報の保護及び有効性の確保に資するため、「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第51号)」が公布され、その中で「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)」の一部を改正する法律が、本年5月30日に施行されました。

2 条例改正の概要

(1) 個人情報の定義の明確化(第2条、第16条関係)

個人情報の判断を容易かつ客観的にすることを目的として、DNA等を「個人識別符号」として定義し、これらも「個人情報」であるとする法改正が行われたため、同様の条例改正を行うものです。

「個人識別符号」

- 1 身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号
- (1) DNAを構成する塩基の配列
- (2) 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
- (3) 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
- (4) 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
- (5) 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
- (6) 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
- (7) 指紋又は掌紋
- 2 役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号
- (1) 旅券の番号
- (2) 基礎年金番号
- (3) 運転免許証の番号
- (4) 住民票コード
- (5) 個人番号 (マイナンバー)
- (6) 次の証明書に記載された符号
 - ア 国民健康保険の被保険者証
 - イ 後期高齢者医療制度の被保険者証
 - ウ 介護保険の被保険者証
- (7) その他総務省令で定める符号

(2) 要配慮個人情報の取扱い(第2条、第6条、第7条関係)

個人情報について、各省庁の策定するガイドラインや地方公共団体の条例で一定の取扱い制限を定めることが一般的になりつつあることから、

「人種」、「信条」等11項目を要配慮個人情報として規定し、国の行政機関がそれらを取り扱うときは、総務大臣に通知するとともに、個人情報ファイル簿に記載するものとする法改正が行われました。

一方、条例では、「思想、信条及び宗教」、「人種及び民族」、「犯罪歴」及び「社会的差別の原因となる事項」の4項目について、取扱いを原則禁止とすることを既に規定していますが、その他の7項目を加えて、法と同様に要配慮個人情報として定義する条例改正を行うものです。

なお、取扱いを原則禁止としている4項目については、その取扱いが依然として例外的であると考えられるため、現規定を維持するものです。

今後、要配慮個人情報を取り扱うときは、国に準じて、個人情報取扱事務登録簿に記載するとともに、情報公開・個人情報保護審査会にその旨を報告することとします。

「要配慮個人情報」の種類 (*)は、現条例において原則取扱い禁止の情報

- 1 思想、信条及び宗教(*)
- 2 人種及び民族(*)
- 3 犯罪歴(*)
- 4 社会的差別の原因となる事項(*)
- 5 病歴
- 6 犯罪によって害を被った事実
- 7 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。) その他の心身の機能の障害があること
- 8 医師等により行われた健康診断等の結果
- 9 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として 医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと
- 10 被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと
- 11 非行少年等として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

3 今後の予定

(1) 本年11月

秦野市情報公開・個人情報保護審査会から意見聴取

- (2) 平成30年2月
 - 平成30年第1回定例会に条例改正の議案を上程
- (3) 平成30年4月1日

改正条例を施行(要配慮個人情報を個人情報取扱事務登録簿に記載する ための経過措置あり)

政策会議付議事案書(飛29年10月24日)

提案課名 財政課

報告者名 石原 学

事案名

平成30年度(2018年度)予算の編成について

資料 無

平成30年度予算を編成するに当たり、次の3点を内容とした基本的な方針を作成し、全庁的に示すことにより、予算編成に対する方針を徹底し、円滑な編成作業を行うものです。

的 . 必

性

なお、本年度は平成30年1月に市長選挙の執行を控えていることから、「予算編成 方針」ではなく、「予算編成取扱要領」として作成し、予算編成方針は市長選挙執行後 に改めて作成するもの。

- 1 本市の財政状況
- 2 予算編成に当たっての基本方針
- 3 予算編成の基本的注意事項

経 | 平成29年5月 総合計画の財政推計について関係各課に照会

過等

同年8月

取りまとめ、市長ヒアリング

同年9月中旬~ 予算編成取扱要領の作成に着手

平成30年度予算編成取扱要領を別添のとおり定めること。

【主な内容】

- 1 本市の財政状況
- (1) 財政の現状
- (2) 平成30年度の財政見通し(一般財源ベース)
- (3) 総合計画後期基本計画期間の財政見通し(一般財源ベース)
- 2 予算編成に当たっての基本方針
- (1) PDCAサイクルによる総合計画事業の効果の検証とその着実な実行
- (2) 行財政改革と公共施設再配置の推進
- (3) 健全財政の維持
- (4) 通年予算又は骨格予算への対応
- 3 予算編成の基本的注意事項

予算要求に当たっては、扶助費などの義務的経費や各特別会計への繰出金のほか 建設事業費は、原則として、総合計画に係る財政推計値をそれぞれ上限とする。

業務運営費は、一般財源ベースで対前年比10%の削減目標を設定する。

- (1) 一般的事項
- (2) 歳入増収策
- (3) 歳出削減策
- (4) その他の注意事項

定等を要する事項

決

平成29年10月下旬 平成30年度予算編成取扱要領を決定(市長決裁) 各部課等の長に通知 同月25日 予算編成事務説明会を開催 同年12月中旬~ 財務部長査定の実施 平成30年1月下旬 平成30年度予算編成方針を決定(市長決裁) 各部課等の長に通知 市のホームページで公表、議員への情報提供 同年2月上旬~ 市長査定の実施

平成30年度予算編成取扱要領

秦野市財務部財政課

目 次

| 1 本市の財政状況 | (ページ) |
|-------------------------------------|-----------|
| (1)財政の現状 | 1 |
| (2) 平成30年度の財政見通し(一般財源ベース) | • • • • 1 |
| (3)総合計画後期基本計画期間の財政見通し(一般財源ベース) | 3 |
| 2 予算編成に当たっての基本方針 | |
| (1) PDCAサイクルによる総合計画事業の効果の検証とその着実な実行 | • • • • 5 |
| (2) 行財政改革と公共施設再配置の推進 | • • • • 5 |
| (3) 健全財政の維持 | • • • • 6 |
| (4)通年予算又は骨格予算への対応 | • • • • 6 |
| 3 予算編成の基本的注意事項 | |
| (1)一般的事項 | • • • • 7 |
| (2) 歳入増収策 | 8 |
| (3)歳出削減策 | 9 |
| (4) その他の注意事項 | 1 2 |

1 本市の財政状況

(1) 財政の現状

平成28年度一般会計決算では、賃金水準の上昇が中小企業への波及が遅れていることや生産年齢人口の継続した減少などにより個人市民税が約6千万円、税率の引下げや企業業績の低迷により法人市民税が約1億3千万円、さらには、地価の下落傾向や新規設備投資の減少により固定資産税が約2千万円それぞれ減収した結果、前年度に比べ、市税全体で約1億8千万円の減収となりました。

歳出では、高齢化の急速な進行などに伴い、扶助費が前年 度から約9億1千万円の増額となったほか、物件費と維持補 修費も、合わせて4億2千万円の増額となりました。

こうしたことから、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、過去最高の99.0%となり、投資的経費など、政策的な経費に必要な財源を確保することが極めて難しい状況にあります。

また、財政の豊かさを表す指標の一つである財政力指数 (単年度)は、平成28年度で、県内16市中下から4番目の 0.904と、全国標準的な行政サービスを提供するための 財源を、全て自力では調達できない状態にあり、決して裕福 な財政状況にあるとは言えません。

このように、国から交付される地方交付税や赤字市債である臨時財政対策債に頼らざるを得ない本市としては、今後も地方行財政に対する国の動向を注視しつつ、行革の着実な実行はもとより、市債残高の縮減や実質収支の適正額の確保など、財政の健全性と持続可能性を維持するための取組を引き続き推進し、安定した行政サービスの提供に努めていく必要があります。

(2) 平成30年度の財政見通し(一般財源ベース) (歳入の見通し)

平成29年9月の月例経済報告によれば、「国内の景気は、 海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する 必要があるものの、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される」としています。

しかし、本市の平成30年度歳入は、地方消費税交付金は前年度同額の27億4千万円にとどまるとともに、個人市民税は、引き続き生産年齢人口の減少等により減収が見込まれること、固定資産税は、地価の下落や評価替えによる課税標準額の減価や新設設備等が減少すること等により、市税全体では前年度に比べ、約5億3千万円減(△2.3%)の約224億9千万円を見込んでいます。

このため、普通交付税は前年度と比べて約2億9千万円増の23億8千万円を見込むものの、普通交付税の代替財源である臨時財政対策債の発行額を総合計画の財政推計で計上した18億6千万円とし、また、財源補填分としての財政調整基金の残高は、目安としている30億円を大幅に下回っていることから、基金繰入金を計上しない場合では、歳入のうちの一般財源は約314億3千万円となり、前年度との比較で

は、約30億1千万円(△8.7%)下回る見込みです。

(歳出の見通し)

歳出では、退職者数の減少と職員年齢構成の平準化に伴い、 職員給与費は前年度に比べ約2億8千万円の減となるほか、 市債残高の縮減に取り組んできた効果により、公債費が 約3千万円の減と見込んでいます。

一方、子ども・子育て支援新制度や障害福祉サービスの給付対象施設、対象者の増加や医療費の増加に伴い、扶助費と特別会計への繰出金が合わせて約3億9千万円の増が見込まれ、前年度と同額の建設事業費及び業務運営費を確保しようとする場合では、歳出のうちの一般財源は、約344億9千万円となり、前年度に比べ、約5千万円(+0.1%)上回る見込です。

以上、平成29年10月1日時点での歳入、歳出の見通しから、第3次行革推進プランに掲げた改革項目を確実に実施したとしても、平成30年度は、約30億6千万円の財源不足が生じる見込みです。

○平成30年度歳入・歳出の見通し(一般財源ベース)

※平成 29 年 10 月 1 日現在

| | 区分 | 29 年度当初 | 30 年度見込 | 増 減 |
|----|---------|-----------|----------|----------|
| | | (A) | (B) | (B-A) |
| 歳入 | 一般財源の額 | ※344.4 億円 | 314.3 億円 | △30.1 億円 |
| | 職員給与費 | 81.1 億円 | 78.3 億円 | △2.8 億円 |
| | 扶 助 費 | 42.2 億円 | 43.7 億円 | +1.5 億円 |
| 歳 | 公 債 費 | 33.4 億円 | 33.1 億円 | △0.3 億円 |
| | 繰出金 | 68.2 億円 | 70.6 億円 | +2.4 億円 |
| | 二市組合分担金 | 11.1 億円 | 10.9 億円 | △0.2 億円 |
| 出 | 建設事業費 | 28.6 億円 | 左と同額 | 0 億円 |
| | その他 | 3.8 億円 | 3.7 億円 | △0.1 億円 |
| | 業務運営費 | 76.0 億円 | 左と同額 | 0 億円 |
| | 計 | 344.4 億円 | 344.9 億円 | +0.5 億円 |
| | 歳入一歳出 | 0 億円 | △30.6 億円 | △30.6 億円 |

[※] 財政調整基金繰入金 20.5 億円を含む。

(3) 総合計画後期基本計画期間の財政見通し(一般財源ベース)

本年8月に実施した財政推計(平成28年度~32年度)の時点修正では、歳入は、当初推計と比べて5年間で約13 億3千万円の下方修正としました。

これは、消費税率の引上げ時期が平成29年4月から平成31年10月に延期されたことにより、地方消費税交付金が減額となること、また、予測以上の人口減少と法人実効税率の改正により、市税が減額となることによるものです。

一方、歳出では、当初推計と比べて5年間で約17億8千万円の上方修正としました。

これは、市債発行額の抑制により公債費が減額となるものの、扶助費の大幅な伸びにより、義務的経費で約6億6千万円の増額となること、また、社会資本整備総合交付金など、国からの交付金が減額となることや総合計画策定後の新たな行政需要に対応するため、建設事業費が、約17億6千万円の増額となることによるものです。

これにより、歳入・歳出合わせて約31億1千万円もの財源不足が生じる状況になっています。

このような厳しい状況において、山積する課題を解決していくため、今後も、歳入においては、未収金対策の強化はもとより、地域経済の活性化や財産の有効活用などによる自主財源の確保に向け最大限努力するとともに、歳出においては、行革プランや公共施設再配置計画を着実に推進しつつ、「選択と集中」を強化し、限りある財源を真に必要な事業に振り向けていく必要があります。

2 予算編成に当たっての基本方針

前述の本市財政の現状と見通しを踏まえた上で、次の4点を 平成30年度予算の編成に当たっての基本方針とします。

(1) PDCAサイクルによる総合計画事業の効果の検証とその 着実な実行

本市の総合計画は、実施年度、財源及び事業内容を示した 具体的な計画です。総合計画のリーディングプロジェクトと して位置付けた4つの施策を柱として、計画に記載した事業 を着実に実行することにより、未来へとつなぐまちづくりを 確実に前進させなければなりません。

加えて、社会経済情勢の急速な変化に伴う複雑・多様化する新たな行政需要に対して、スピード感を持って的確に対応 していくことも必要です。

しかし、現在の厳しい財政状況においては、こうした全て の行政需要に対応できるわけではありません。 したがって、各部等においては、全ての事業において、 PDCAサイクルによる事業効果の検証を必ず行い、必要な 改善を加えた上で、「選択と集中」による優先順位付けをす ることとします。

特に、国や県の補助金が廃止、減額されるなど、見込んだ 財源を確保できないような場合は、総合計画に計上した事業 であっても、事業内容を精査するとともに、優先順位の見極 めと事業の主体的な見直しを図るなど、柔軟な対応により進 めることとします。

(2) 行財政改革と公共施設再配置の推進

本市では、これまでも積極的に行財政改革を実施するとと もに、全国に先駆けて、公共施設の再配置に関する取組を推 進することで、計画的かつ安定的な財政運営に努めてきまし た。

今後も持続可能性を維持しつつ、総合計画に掲げた事業を 実施するためには、行革プランや再配置計画に掲げた未収金 対策の強化や受益者負担の適正化などの改革項目を確実に実行し、5年間で約16億5千万円の効果額を生み出すことが 絶対条件です。

したがって、各部等においては、行革プラン及び再配置計画に掲げた改革項目を確実に反映して予算要求を行うこととします。

(3) 健全財政の維持

生産年齢人口の減少や社会保障経費の増加などを背景として、今後も厳しい財政状況が続くことは明らかです。

このため、所期の目的を達成した事業や成果が上がっていない事業、コストに見合う効果が出ていない事業などは、廃止や縮小、凍結などの見直しを徹底することにより、真に必要な事業に限られた財源を振り向ける必要があります。

また、事業の展開に当たり、自主財源の確保が十分でなければ、市債に頼った財政運営を行わざるを得なくなりますが、 多額な市債の発行は、財政構造の硬直化を招き、将来世代に 過度な負担を残すことになります。

したがって、今後も適正な実質収支や財政調整基金の現在 高を維持しつつ、臨時財政対策債の発行抑制を含めた市債の 縮減に努めることにより、引き続き、財政の健全性と持続可 能性を維持していくものとします。

(4) 通年予算又は骨格予算への対応

平成30年度予算の編成に当たっては、来年1月に市長選挙を控えているため、骨格予算にも対応できるよう、編成作業を行います。

したがって、各部等においては、「通年ベースの所要額」 とあわせて、「骨格予算」として編成する場合の所要額につ いても、別に示す予算編成事務要領に基づき整理しておくこ ととします。

なお、最終的な当初予算計上額は、市民生活への影響等を 総合的に勘案しながら、予算編成過程において検討すること とします。

3 予算編成の基本的注意事項

平成30年度予算は、前述の基本方針のもとに編成しますが、各部等においては、さまざまな地域課題の解決に向けて、市民力・地域力をはじめ、産業界、関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディアなど、多様な主体との協働や民間活力を積極的に活用すること。また、第3次行革推進プランや公共施設再配置計画に掲げた改革項目を確実に実行するほか、次に掲げる事項に注意し、適切な予算見積りを行ってください。

(1) 一般的事項

扶助費などの義務的経費や各特別会計への繰出金のほか建 設事業費は、原則として、総合計画に係る財政推計値をそれ ぞれ上限とし、要求すること。

なお、建設事業費は、限られた財源を優先的・重点的な事業に配分するため、必ず事業の優先順位付けを行うこと。

業務運営費については、事業の廃止・改善等により、部等

全体の一般財源ベースで、対前年度10%の削減目標を設定します。

新規事業を要求する場合は、必要性を厳しく見極めるとともに、スクラップアンドビルドの観点から、既存事業の廃止・縮小を前提とし、後年度に生じる負担も明らかにした上で必要な経費を見積もること。

また、事業効果や受益、目的等に着目し、事業と連動した プロモーションを展開するなど、前例にとらわれない新たな 発想、工夫を加え、企業等からの寄附金や協賛金、広告収入 など、積極的な財源確保に取り組むこと。

予算要求は、必ず、この範囲内で行うこととし、単に事業 ごとの一律削減を行うのではなく、「必要性」「有効性」「効 率性」「類似性」等の視点から、全ての事務・事業を再点検 し、緊急度や優先度に基づくメリハリのある要求を行うこと。

(2) 歳入増収策

ア 市税について

総合計画や第3次行革推進プランに定めた徴収率の目標 達成に向けて、最善の努力を払うことを前提に、課税客体 の完全な捕捉と課税の適正化に努めながら、積極的かつ的 確な収入見込額を見積もること。特に、滞納に対しては、 現年課税分への早期対応、滞納繰越分については、厳正な 滞納整理手法による徴収努力を尽くした見積額とすること。 なお、市税以外の金銭の給付に係る本市の債権について も、同様に適正に管理し、収入確保を図ること。

イ 使用料及び手数料について

使用料や手数料の金額は、利用者の問題だけではなく、 非利用者の税負担との問題でもあります。行政サービスの コスト等を正確に把握するとともに、負担の公平性確保や 受益者負担の原則にのっとり、サービスに応じた適正な水 準に改定すること。 また、施設利用率の向上、収納率の改善など、目標額を定めた上で、積極的かつ具体的な増収策を検討すること。

なお、減免制度が正しく運用されているか、その基準が 適正であるか、改めて検討すること。

ウ 国・県補助金について

国や県の予算編成や補助制度の動向について、積極的に 情報を収集し、柔軟かつ的確に予算編成に反映すること。

なお、国・県の補助事業を要求するに当たっては、主体的に選択をした上で活用を図ることとし、補助事業であることを理由に安易に事業採択を行い、結果として多額の一般財源負担を招かぬように留意すること。

また、国・県補助金等が廃止又は縮減された場合、市費での肩代わりは原則として行わないこと。

エ 財産収入について

本市が所有する財産や権利などの現況を的確に把握し、 効率的に活用するとともに、財産貸付料の適正化を図るこ と。特に、遊休地などの未利用財産のうち、早期に事業化 が見込めない土地については、積極的に処分し、あるいは 貸し付けるなど、必ず何らかの収入確保に努めること。

オ 貸付金元金収入について

負担の公平性を確保する観点から、貸付金については返 納率の向上に向けて積極的に取り組むこと。

カ ゼロ市債の活用について

工事の端境期となる4・5月の事業量を確保することにより、年度前半の経済対策として効果を発揮するよう、市 単独工事費等(通例的な維持補修工事費、せん定、測量などの委託料等)には、ゼロ市債を積極的に活用すること。

キ その他の歳入について

各部等が創意工夫を図るとともに、先進的な事例を参考 とするなど、積極的な財源確保を図ること。

また、歳入全般をきめ細かく洗い直すことにより、既成 概念を払拭し、可能な限りの財源を確保すること。

(3) 歳出削減策

ア 人件費について

今後、市民に新たな負担を求めていく前提には、市民の理解と信頼を得るための努力が欠かせません。歳入の減による市民サービスの低下が避けられない現状を考慮し、引き続き給与制度及び組織の見直しや人員の適正化が必要であるとの認識に立って、人件費の削減を行うよう取り組むこと。

また、再任用職員の採用については、関係部署と業務量 や勤務形態等についての調整を図り、その必要性を十分に 精査すること。

イ 臨時職員の任用について

必要最小限の人員及び期間とし、新たな任用は極力見合 わせること。

また、社会保険料や健康診断委託料等の計上について、適切に対処すること。

ウ 物件費について

節減合理化を継続し、前年度の実績などによる安易な計 上は厳に慎み、徹底した見直しを行うこと。

(ア) 需用費

事務使用物品などの購入は極力見合わせることとし、 購入する場合には、補助事業を最大限に活用すること。

また、PPSの導入や省エネ機器への変換により、光 熱水費の積極的な削減に取り組むこと。

(4) 委託料

単価の据置き、減額や数量の見直しなどにより、徹底した節減合理化を図ること。

また、指定管理者制度やNPO等の活用に当たっては、 導入後の効果やトータルコスト等を十分に検証し、より 適正なものとなるよう精査すること。

エ 扶助費について

各種の市単制度については、社会経済情勢の変化、国の

制度との整合性、受益と負担の公平性などに照らして妥当な制度であるか、将来にわたって持続可能な制度であるかなど、本市財政の現状と将来の見通しを踏まえた十分な検討及び見直しを行うこと。

オ 施設の維持管理費について

- (ア) 公共施設の改修や修繕は、利用者の安全確保の観点から優先順位を付けて、中長期的な計画に基づいて実施すること。
- (イ) 各施設の所管課は、全庁的視野に立って公共施設再配置計画の実行・前倒しに積極的に取り組み、人件費を含む各施設の維持管理費を削減すること。

また、維持管理費を計上する場合であっても、その費用対効果を客観的に比較・検証した上で、必要最小限の経費とすること。

カ 補助金・交付金について

(ア) 終期又は見直し期限を設定しておくこと。

終期又は見直し期限が到来した補助金・交付金については、所期の目的やこれまでの効果を検証した上で、一定の役割を終えたものについては廃止すること。

(イ) 団体補助については、市補助金の充当事業や団体の財務状況の調査・検証を行うとともに、団体の自主・自立を促進するためのプログラムを作成すること。

なお、団体の決算において多額な繰越金(剰余金)が 生じているにもかかわらず、適正な補助単価等への見直 しが図られていない場合には、原則として要求を認めな い。

(ウ) 負担の公平性確保の観点から、市税などを滞納している対象者には、原則として、交付を制限すること。

キ 貸付金について

必要性、貸付効果などを十分に検証し、必要最低限の金

額とするとともに、必要に応じ適正な利子を設定すること。

ク 各種協議会負担金について

加入の必要性を十分に検討し、メリットが説明できない ものは脱会するなど、整理合理化を図ること。

ケ 環境への配慮について

深刻化する地球温暖化等の環境対策の一環として、グリーン購入や新エネルギー・省エネルギー機器への更新など、より環境に配慮した見積りに努めること。

コ 特別会計・企業会計について

独立採算が前提であることを踏まえ、財源不足を安易に 一般会計に依存することのないよう、事業運営方法などを 抜本的に見直すこと。

また、公平性の観点から、収入に応じた負担を適正に求めるなど、自己財源を積極的に確保するとともに、徹底した経営努力による経費の節減と運営の合理化により、一般会計からの繰出金を削減すること。

なお、国民健康保険事業の財政運営の責任主体が県に移 管されることとなるが、保険料の徴収率の向上や医療費の 適正化など、引き続き、財政運営の健全化に努めるととも に、制度改正等を踏まえた適正な見積もりをすること。

サ その他の歳出について

前年度予算計上額以下に抑えることを基本とし、増額又 は新たに計上する場合は、特定財源の確保又はそれに見合 った一般財源ベースの事業費を減額し、必要な財源を確保 すること。

(4) その他の注意事項

ア 市民及び議会からの指摘事項について

市民及び議会からの指摘事項については、部内及び関係 部課と十分協議、調整すること。特に、決算審議における 指摘事項については、早急に検討すること。

イ 監査委員からの意見、要望について

決算審査意見書に記載された監査委員からの意見、要望見積りを徴取すること。

に該当する事項については、再確認すること。

ウ 市民生活における影響への配慮について

市民生活に与える影響に特に配慮が必要な事業について は、たとえ少額なものであっても、きめ細かな配慮を行う こと。

エ 複数部門で調整を要する事業について

横断的に連携し、予算執行段階で支障を来さないよう、 各部等の連携により必要な経費を漏れなく見積もること。

オ 設計額等の積算について

設計額等の積算に当たっては、検算を厳格に行うとともに、業者見積りを参考とする場合は、必ず2者以上から参考見積りを徴取して、最低額を見積額に反映させること。

また、設計等で使用する単価については、業務内容に照らし、適正な単価を設定すること。

なお、市内業者により履行可能な業務は、市内業者から 見積りを徴取すること。

カ 条例、規則及び要綱の制定等について

制度、施策及び補助金の見直しに係る条例、規則及び要綱については、法令及び予算との整合を図る必要があることから、制定及び改廃に当たっては、予算見積もりに合わせて関係部課等と十分協議のうえ、早期に立案すること。

キ 精度の高い事業計画の作成について

事業計画の作成に当たっては、実施年度における変動要素を減らすため、関係機関との事前調整、事業の規模・内容の検討を十分に行うこと。正確な資料、情報等に基づく精度の高い事業計画を作成し、積算外執行や未執行を生じさせないようにすること。

ク 予算要求額の公表について

透明性の確保、説明責任を果たす観点から、引き続き予算要求額の公表を実施することとするが、公表内容を拡充し、全ての事業を公表対象とするので、十分に精査すること。

政策会議付議事案書(平成29年10月24日)

提案課名 資産経営課報告者名 草山 一郎

事案名 秦野駅北口周辺市有地の活用方針について

<u>有</u> 資料 無

本市では、低未利用市有地の測量や道路線形の調整等を積極的に行い、売却や貸付等の処理を進めてきました。

的・必要性

目

これまで、大秦町及び今川町の市有地は個人住宅用の宅地や露天駐輪場として利用してきましたが、市有地の借地契約を解消したことや高度利用の施設整備が進むこととなったため、新たな土地利用について検討する必要があります。

加えてこれらの土地は、秦野駅周辺のため市場性があり本市まちづくりの観点からも重要な物件であるため、土地活用の手法とその方向性を決定するため付議するものです。

1 大秦町の市有地

(1) 土地の概要

| | 所 在 | 評価地目 | 地 積 |
|---|----------|------|------------|
| 1 | 大秦町10-8 | 宅地 | 87. 33 m² |
| 2 | 大秦町33-58 | 宅地 | 71. 11 m² |
| | 合 計 | | 158. 44 m² |

都市計画用途地域 商業地域 建ペい率・容積率 80・500

(2) 土地利用の経過

昭和44年 1月 建物所有目的の土地として貸付

平成18年 3月 隣接地に秦野駅前交番が移転

平成24年 2月 賃貸借契約を解除

平成29年度現在 秦野駅前臨時駐輪場として利用

2 今川町の市有地

(1) 土地の概要

| | 所 在 | 評価地目 | 地 積 |
|---|-----------|------|------------------------|
| 1 | 今川町131-44 | 宅地 | $492.02\mathrm{m}^2$ |
| 2 | 今川町131-47 | 宅地 | $207.79\mathrm{m}^2$ |
| 3 | 今川町131-55 | 宅地 | 164. 35 m² |
| | 合 計 | | 864. 16 m ² |

都市計画用途地域 商業地域 建ペい率・容積率 80・400

(2) 土地利用の経過

建物所有目的の賃貸借契約を4件契約

平成24年 9月 建物所有目的賃貸借契約の解除 ①

平成26年 5月 建物所有目的賃貸借契約の解除 ②

建物除却後、駅前駐輪場として利用

一部を県道拡幅事業用地として利用

経過・検討結

果

平成29年 6月 建物所有目的賃貸借契約2件の解除 ③、④ 平成29年度現在 ①、②については、秦野駅前臨時駐輪場利用 ③、④については、建物撤去後更地管理

現在、市道648号線の道路整備事業用地として当該地の一部を利用するとともに、周辺を含めた環境整備を検討しています。

3 土地利用の検討の経過

平成29年9月21日 産業政策課、都市政策課及び資産経営課で 今後の土地利用について打合せを実施。

> 秦野駅北口周辺の市有地に関し、市内事業 者等の意見を参考に、売却条件としての土地 利用の内容について検討。

平成29年10月6日 5部長会議(政策部長、財務部長、環境産業部長、都市部長、建設部長)を実施。

関係課打合せの結果を踏まえ、市有地を処分する際に付ける条件について検討。

当該地は、希少性が高い土地ですが、公共利用の見込みがないことから、民間事業によってまちの賑わいにつながる商業的な土地利用を求めることが妥当であると考えられるため、次のとおり土地活用の手法とその条件を決定しようとするものです。

1 民間企業による事業実施

民間企業の事業活動によって市民が求めるニーズが満たされ、その 持続的な活動の好循環によって本市の商業・産業等の活力が高まるこ とを目指す。

ただし、土地利用の全てを民間企業に委ねるのではなく、条件付けによって本市のまちづくりに資する土地利用を誘導する。

2 処分方法

条件付き一般競争入札による売却、又は事業用定期借地権を設定した賃貸借契約とする。

今後、秦野駅の周辺地域に求められる土地利用に関して調査・分析 し、誘導すべき事業を決定する。

の 1 商業的な土地利用を図るための調査、分析

取 2 誘導すべき事業の検討

3 条件付き一般競争入札による売却、または事業用定期借地権を設定したうえでの貸付等、具体的な規程内容の検討

決定等を要する事項

今後

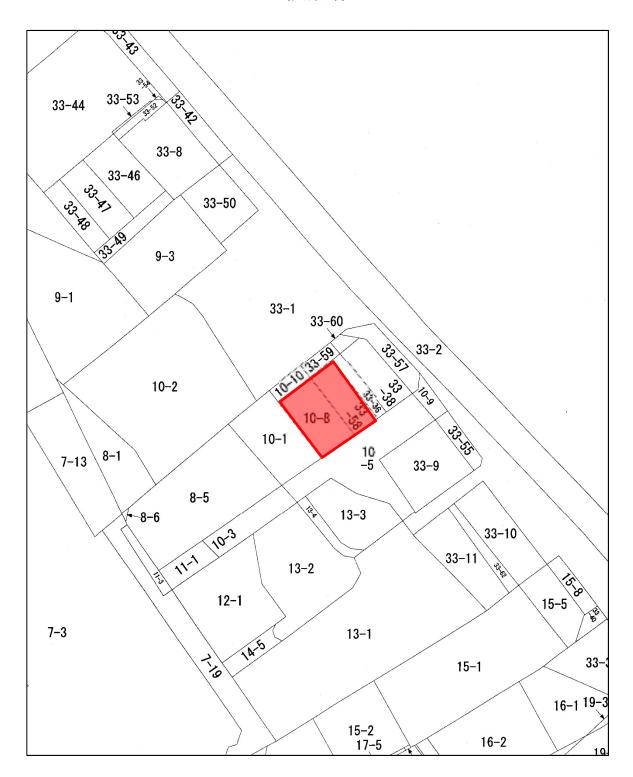
扱

11

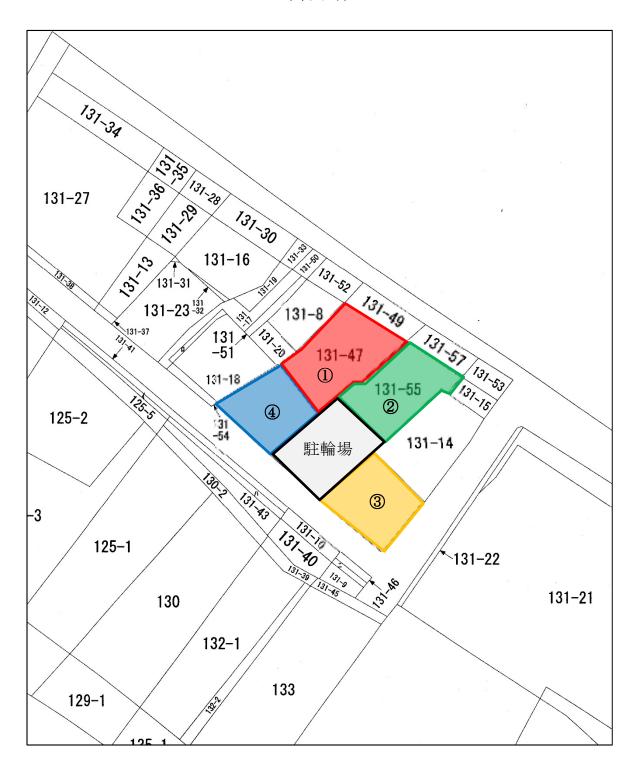
位置図



公図写 (大秦町)



公図写(今川町)



政策会議付議事案書(平成29年10月24日)

提案課名 子育て支援課

報告者名 山口 澄江

事案名

寡婦(夫)控除並びに寡婦(夫)に関する非課税措置及び調整控除の 「みなし適用」について

資料

有

的

婚姻歴のないひとり親は、婚姻関係にある配偶者と死別又は離別した場合に適用され る税法上の寡婦(夫)控除並びに寡婦(夫)に関する非課税措置及び調整控除の対象に ならないことから、本市の行う事業に係る利用者負担額及び給付額のうち、利用者の所 得額及び課税額の状況に応じて決定するものについて、婚姻歴の有無により差が生じて います。

必 性

経

渦

検

討

結

果

そこで、この経済的支援の差の解消を目的として、婚姻歴のないひとり親に対し、寡 婦(夫)控除並びに寡婦(夫)に関する非課税措置及び調整控除があるものとみなして 所得額及び課税額の計算をし、利用者負担額及び給付額を決定する「寡婦(夫)控除並 びに寡婦(夫)に関する非課税措置及び調整控除のみなし適用(以下「みなし適用」と いう。) / を本市の事業として実施するものです。

1 経 渦

平成28年12月 7日 : 第4回定例会の一般質問において、みなし適用に

係る本市の現状について質問があり、実施のあり 方について早急に検討していきたい旨を答弁

平成29年 4月

: 県内各市の実施状況及び対象事業に係る調査

(資料1)

対象事業に係る全庁照会

対象事業の整理 5月

実施要綱(案)の検討開始

10月~11月: 関係課打合せ(予定)

決定等を要する事項

本市の事業として「みなし適用」を実施すること。 1

開始時期を平成30年4月1日とすること。

対象事業を31事業とすること(資料2)。

平成30年 3月

関係条例の改正(資料3)及び各対象事業の予算措置

の議案提出

HPによる総括的な制度周知

実施要綱の策定

4月 1日 : 「みなし適用」の開始

今 後 0 取

扱 1

| | | | | | | | | | | | | | 対 | 象 | 事 | 業(| 全 3 | 1 事 | 業) | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|----------------|------------|--------------------|---------------------------|---------------------------|-----------------|-----------|----------------------------|--------------|--------------------|------|--------|--------|----------------|-------------|-----------|---------------------|----------|--------|----------|---------|------------|--------|---------------|---------------|-----------------|------------------|-------------------|-----------------|------------|--------------------------|-------|
| 区分 | 私立幼稚園就園奨励費補助事業 | 助産施設入所者徴収金 | ファミリー・サポート・センター 事業 | 高等職業訓練促進給付金(母子家庭等自立支援給付金) | 自立支援教育訓練給付金(母子家庭等自立支援給付金) | ひとり親家庭等日常生活支援事業 | 小児医療費助成事業 | 特定教育・保育施設等の利用者負担額(公立幼稚園以外) | 保育所入所等の費用の徴収 | 放課後児童健全育成事業(学童保育) | がん検診 | 市民健康診査 | 歯周疾患検診 | 高齢者インフルエンザ予防接種 | 高齢者肺炎球菌予防接種 | 特定健康診査事業 | 障害児通所サービス(児童発達支援事業) | 障害福祉サービス | 移動支援事業 | 日中一時支援事業 | 補装具給付扶助 | 日常生活用具給付事業 | 自立支援医療 | 地域活動支援センター 事業 | 障害者訪問入浴サービス事業 | 身体障害者用自動車改造助成事業 | 重度障害者住宅設備改良事業助成金 | 障害者自動車運転免許取得費助成事業 | 重度障害者緊急通報システム事業 | 心身障害者医療費助成 | 特定教育・保育施設等の利用者負担額(公立幼稚園) | 実施事業数 |
| 分野 | | | | | 児童 | 福祉 | | | | | | | 医療 | ・健康 | | | | | | | | | 障害 | 福祉 | | | | | | | 教育 | _ |
| 秦野市 関係部署 | | | 子育で | 支援課 | Ŗ | | | 保育 | うこども | 園課 | | 健 | 康づく | け課 | | 国保 年金課 | | | | | | | 障害 | 冨祉課 | | | | | | | 教育 総務課 | _ |
| 秦野市 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 31 |
| 横須賀市 | • | • | • | • | | | • | • | • | | | | | | | | • | • | • | • | • | • | | | | | • | | | | • | 15 |
| 平塚市 | • | • | | • | | • | • | • | | • | | | | | | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | | | • | 18 |
| 鎌倉市 | • | • | | • | | • | | • | | • | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | • | 7 |
| 藤沢市 | • | • | | • | | | | • | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | • | 5 |
| 小田原市 | • | | | • | | • | | • | | | | | | | | | | | • | • | | • | | | • | • | • | • | | | • | 12 |
| 茅ヶ崎市 | • | • | | • | | | | • | | • | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | • | 6 |
| 逗子市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 三浦市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 厚木市 | • | | | | | | | • | | • | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | • | 4 |
| 大和市 | • | • | | • | | | • | • | | • | | • | | | | • | • | • | • | • | • | • | • | | • | • | • | | • | • | • | 21 |
| 伊勢原市 | • | | | • | | • | | • | | • | | | | | | | | | • | • | | • | | | • | • | | | | | • | 11 |
| 海老名市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 座間市 南足柄市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 検瀬市 | • | | | • | | | | • | | • | • | • | | • | • | • | • | • | • | • | | • | • | | • | | • | | | | • | 19 |
| ルタル日 ロコ | | | I | ı — | 1 | 1 | 1 | _ | 1 | | _ | | 1 | _ | • | | • | _ | _ | _ | | | _ | I | | | | I | I | | _ | 1 '3 |

「寡婦(夫)控除並びに寡婦(夫)に関する非課税措置及び調整控除のみなし適用」に係る 対象事業並びに対象者数及び影響額の見込み

| 所管 | | | | 1= 11- 1-11-11 | | | | H30年度の見込み |
|----------|-----|-------------------------------|--------|---|-----|-----------|--------|---|
| 所管 部署 | No. | 対象事業 | 事業の性質 | 根拠例規等 | 対象者 | 歳入の減 | キロの抽 | 影響額(円) 算定式·根拠等 |
| | 1 | 私立幼稚園就園奨励費補助事業 | 補助金 | 〇秦野市私立幼稚園就園奨励 費補助金交付要綱 | 1 | 成人 一 | 36,000 | |
| | 2 | 助産施設入所者徴収金 | 徴収金 | 〇秦野市社会福祉施設入所等 の費用の徴収等に関する条例 施行規則 | 0 | 0 | _ | ※過去の実績から、入所者は、徴収金のない「生活保護法による被保護 世帯の者」が見込まれるため、「みなし適用対象者」なしと想定 |
| 子育 | 3 | ファミリー・サポート・センター事業 | 助成金 | 〇秦野市ファミリー・サポート・ センター利用料助成事業実施 要綱 | 2 | — | 84,000 | ○「みなし適用前」 市民税課税世帯のサポート利用 <u>補助なし</u> ○「みなし適用後」 市民税非課税世帯のサポート利用 <u>1時間当たり350円を補助</u> ◆年間の補助想定額(歳出の増): <u>84,000円</u> 2人/月×5回/月×2時間/回×350円×12月=84,000円 |
| て支援課 | 4 | 高等職業訓練促進給付金 (母子家庭等自立支援給付金) | 給付金 | 〇秦野市母子家庭等に対する 高等職業訓練促進給付金等事 業実施要綱 | 0 | _ | 0 | ※現在の給付金受給者の全てが離婚由来であり、平成30年度中に対象 になる者がいないと見込まれるため、「みなし適用対象者」なしと想定 |
| | 5 | 自立支援教育訓練給付金 (母子家庭等自立支援給付金) | 給付金 | 〇秦野市母子家庭等に対する 自立支援教育訓練給付金事業 実施要綱 | 0 | _ | 0 | ※現在の給付金受給者の全てが離婚由来であり、平成30年度中に対象になる者がいないと見込まれるため、「みなし適用対象者」なしと想定 |
| | 6 | ひとり親家庭等日常生活支援事業 | 利用者負担金 | 〇秦野市ひとり親家庭等日常 生活支援事業実施要綱 | 0 | 0 | _ | ※現在の事業利用者の全てが離婚由来であり、平成30年度中に対象になる者がいないと見込まれるため、「みなし適用対象者」なしと想定 |
| | 7 | 小児医療費助成事業 | 扶助費 | ○秦野市小児等医療費の助成 に関する条例施行規則 | 0 | _ | 0 | ※離婚、死別由来ではない未婚のひとり親はH29.6時点で38名。うち所得超過により小児医療費助成を受けられない者は6名だが、いずれも超過額が控除額を大きく上回っているため、「みなし適用対象者」なしと想定 |

| 所管 | | | | | | | | H30年度の見込み |
|---------|-----|--------------------------------|--------------|--|------|---------|----------|---|
| 部署 | No. | 対象事業 | 事業の性質 | 根拠例規等 | 対象者 | 15 5 | 15 .1 11 | 影響額(円) |
| | | | | | 数(人) | 歳入の減 | 歳出の増 | 算定式·根拠等 |
| 华 | 8 | 【公立幼稚園以外】 特定教育・保育施設等の利用者負担額 | 利用者負担金 (保育料) | ○秦野市特定教育・保育及び 特定地域型保育の利用者負担 額等を定める条例 | 7 | 172,800 | _ | ○みなし適用対象者:7名(H29年4月1日時点の児童数を元に算出。)◆影響額:172,800円 (各対象児童のみなし適用前と適用後での月額保育料の差額14,40 0円×12か月) |
| 保育こども園田 | 9 | 保育所入所等の費用の徴収 | 徴収金 | ○秦野市社会福祉施設入所等 の費用の徴収等に関する条例 | 0 | 0 | _ | ※過去の実績から、対象児童がほとんどいなく、また対象世帯においても みなし寡婦を想定していないため、「みなし適用対象者」なしと想定 |
| 課 | 10 | 放課後児童健全育成事業(学童保育) | 利用者負担金 (利用料) | ○秦野市放課後児童ホームに 関する条例 | 0 | 0 | _ | ※利用料については一律同額であり、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯、市町村民税所得割額非課税世帯において、利用料の減免申請があった場合のみ、利用料の減免を行っている。これまで減免申請時点において、みなし寡婦での申込みの相談等がなく、対象者の把握が難しいため、「みなし適用対象者」なしと想定 |
| | 11 | がん検診 (胃、大腸、肺、子宮、乳、前立腺) | 利用者負担金 | ○秦野市がん検診実施要綱 | 10 | _ | 12,500 | ○20歳以上が対象となる「子宮頸がん検診」について、「みなし適用対象 者」10名と想定 ◆年間の影響額(歳入の減):12.500円 集団検診自己負担金800円×5名=4,000円 施設検診負担金1,700円×5名=8,500円 ※40歳以上が対象となるその他のがん検診については「みなし適用対象 者」なしと想定 |
| 健康 | 12 | 市民健康診査(39歳以下) | 利用者負担金 | 〇秦野市市民健康診査等実施 要綱 | 5 | _ | 7,500 | ○「みなし適用対象者」5名と想定 ◆年間の影響額(歳入の減):7.500円 自己負担金1,500円×5名 |
| 康づくり課 | 13 | 歯周疾患検診 | 利用者負担金 | 〇健康増進法 (実施詳細は毎年度起案) | 0 | _ | 0 | ※40歳以上が対象のため「みなし適用対象者」なしと想定 |
| | 14 | 高齢者インフルエンザ予防接種 | 利用者負担金 | ○予防接種法 (実施詳細は毎年度起案) | 0 | _ | 0 | ※65歳以上が予防接種対象のため「みなし適用対象者」なしと想定 |
| | 15 | 高齢者肺炎球菌予防接種 | 利用者負担金 | 〇予防接種法 (実施詳細は毎年度起案) | 0 | _ | 0 | ※65歳以上が予防接種対象のため「みなし適用対象者」なしと想定 |

| 所管 | | 1.1.65 316 | | | 115 + | 1 | | H30年度の見込み |
|---------|-----|-------------------------|--------|--|-------|-------------|--------------|---|
| 部署 | No. | 対象事業 | 事業の性質 | 根拠例規等 | 対象者 | 15 7 A V-15 | 1F.11. = 124 | 影響額(円) |
| | - | | | | 数(人) | 歳入の減 | 蔵出の増 | 算定式・根拠等 |
| | 16 | 障害児通所サービス(児童発達支援事 業) | 利用者負担金 | 〇秦野市児童発達支援事業運 営要綱 | 0 | _ | 0 | ※現状サービス利用者でかつ寡婦控除のみなし適用対象者を抽出することが困難であり、また、現に実施している綾瀬市を含む周辺市町村に確認したところ、対象者が現在存在しないとの回答を得たため、「みなし適用対象者」なしと想定 |
| | 17 | 障害福祉サービス | 利用者負担金 | ○秦野市障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に支援す るための法律施行細則 | 0 | _ | 0 | ※現状サービス利用者でかつ寡婦控除のみなし適用対象者を抽出することが困難であり、また、現に実施している綾瀬市を含む周辺市町村に確認したところ、対象者が現在存在しないとの回答を得たため、「みなし適用対象者」なしと想定 |
| | 18 | 移動支援事業 | 利用者負担金 | 〇秦野市移動支援事業実施要 綱 | 0 | _ | 0 | ※現状サービス利用者でかつ寡婦控除のみなし適用対象者を抽出することが困難であり、また、現に実施している綾瀬市を含む周辺市町村に確認したところ、対象者が現在存在しないとの回答を得たため、「みなし適用対象者」なしと想定 |
| | 19 | 日中一時支援事業 | 利用者負担金 | 〇秦野市日中一時支援事業実 施要綱 | 0 | _ | 0 | ※現状サービス利用者でかつ寡婦控除のみなし適用対象者を抽出することが困難であり、また、現に実施している綾瀬市を含む周辺市町村に確認したところ、対象者が現在存在しないとの回答を得たため、「みなし適用対象者」なしと想定 |
| 障 害: | 20 | 補装具給付扶助 | 利用者負担金 | ○秦野市障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に支援す るための法律施行細則 | 0 | _ | 0 | ※現状サービス利用者でかつ寡婦控除のみなし適用対象者を抽出することが困難であり、また、現に実施している綾瀬市を含む周辺市町村に確認したところ、対象者が現在存在しないとの回答を得たため、「みなし適用対象者」なしと想定 |
| 祖課 | 21 | 日常生活用具給付事業 | 利用者負担金 | 〇秦野市日常生活用具給付等 事業実施要綱 | 0 | _ | 0 | ※現状サービス利用者でかつ寡婦控除のみなし適用対象者を抽出することが困難であり、また、現に実施している綾瀬市を含む周辺市町村に確認したところ、対象者が現在存在しないとの回答を得たため、「みなし適用対象者」なしと想定 |
| | 22 | 自立支援医療 | 利用者負担金 | ○秦野市障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に支援す るための法律施行細則 | 0 | _ | 0 | ※現状サービス利用者でかつ寡婦控除のみなし適用対象者を抽出することが困難であり、また、現に実施している綾瀬市を含む周辺市町村に確認したところ、対象者が現在存在しないとの回答を得たため、「みなし適用対象者」なしと想定 |
| | 23 | 地域活動支援センター事業 | 利用者負担金 | ○秦野市地域活動支援セン ター事業実施要綱 | 0 | _ | 0 | ※現状サービス利用者でかつ寡婦控除のみなし適用対象者を抽出することが困難であり、また、現に実施している綾瀬市を含む周辺市町村に確認したところ、対象者が現在存在しないとの回答を得たため、「みなし適用対象者」なしと想定 |
| | 24 | 障害者訪問入浴サービス事業 | 利用者負担金 | 〇秦野市訪問入浴サービス事 業実施要綱 | 0 | _ | 0 | ※現状サービス利用者でかつ寡婦控除のみなし適用対象者を抽出することが困難であり、また、現に実施している綾瀬市を含む周辺市町村に確認したところ、対象者が現在存在しないとの回答を得たため、「みなし適用対象者」なしと想定 |
| | 25 | 身体障害者用自動車改造助成事業 | 助成金 | 〇秦野市身体障害者自動車運 転免許取得·改造助成事業実 施要綱 | 0 | _ | 0 | ※現状サービス利用者でかつ寡婦控除のみなし適用対象者を抽出することが困難であり、また、現に実施している綾瀬市を含む周辺市町村に確認したところ、対象者が現在存在しないとの回答を得たため、「みなし適用対象者」なしと想定 |

| 正告 | | | | | | | | H30年度の見込み |
|----------|-----|------------------------------|-------------------------|--|------|-----------------------|------------------------|--|
| 所管 部署 | No. | 対象事業 | 事業の性質 | 根拠例規等 | 対象者 | | | 影響額(円) |
| ничн | | | | | 数(人) | 歳入の減 | 歳出の増 | 算定式•根拠等 |
| | 26 | 重度障害者住宅設備改良事業助成金 | 利用者負担金 | ○秦野市重度心身障害者住宅 設備改良費等の助成に関する 要綱 | 0 | — | | ※現状サービス利用者でかつ寡婦控除のみなし適用対象者を抽出することが困難であり、また、現に実施している綾瀬市を含む周辺市町村に確認したところ、対象者が現在存在しないとの回答を得たため、「みなし適用対象者」なしと想定 |
| 障害福祉 | 27 | 障害者自動車運転免許取得費助成事 業 | 助成金 | 〇秦野市身体障害者自動車運 転免許取得·改造助成事業実 施要綱 | 0 | _ | U | ※現状サービス利用者でかつ寡婦控除のみなし適用対象者を抽出することが困難であり、また、現に実施している綾瀬市を含む周辺市町村に確認したところ、対象者が現在存在しないとの回答を得たため、「みなし適用対象者」なしと想定 |
| 祖 課 | 28 | 重度障害者緊急通報システム事業 | 利用者負担金 | ○秦野市ひとり暮らし高齢者及 び身体障害者緊急通報システ ム事業実施要綱 | 0 | — | U | ※現状サービス利用者でかつ寡婦控除のみなし適用対象者を抽出することが困難であり、また、現に実施している綾瀬市を含む周辺市町村に確認したところ、対象者が現在存在しないとの回答を得たため、「みなし適用対象者」なしと想定 |
| | 29 | 心身障害者医療費助成 | 利用者負担金 | ○秦野市重度障害者医療費の 助成に関する条例 | 0 | _ | 0 | ※現状サービス利用者でかつ寡婦控除のみなし適用対象者を抽出することが困難であり、また、現に実施している綾瀬市を含む周辺市町村に確認したところ、対象者が現在存在しないとの回答を得たため、「みなし適用対象者」なしと想定 |
| 国保年金課 | 30 | 特定健康診査事業 | 利用者負担金 | 〇秦野市国民健康保険特定健 康診查·特定保健指導実施要 綱 | 8 | 0 | 12,000 | ○10,181人(健診受診者数)×1.6%(ひとり親割合)×9%(未婚による)×57%(非正規雇用(非課税世帯とみなす))=8人 ○健診費用(免除額):1,500円 ◆歳出の増:8人×1,500円=12,000円 |
| 教育総務課 | 31 | 【公立幼稚園】 特定教育・保育施設等の利用者負担額 | 利用者負担金 (入園料・ 保育料) | 〇秦野市立幼稚園入園料及び 保育料徴収条例 | 0 | 0 | — | ※寡婦(夫)控除がない世帯中、みなし適用をして保育料が変更になる世帯がないため、「みなし適用対象者」なしと想定 ※H29年4月10日時点の園児情報を使用(世帯状況、税情報等) |
| _ | | | 合計 | | 33 | 172,800 影響8 324 | 152,000 頃の計 ,800 | _ |

寡婦(夫)控除並びに寡婦(夫)に関する非課税措置及び調整控除の「みなし適用」に係る 条例及び規則の改正予定一覧

| 所管 部署 | No. | 対象事業 | 条例•規則 |
|----------|-----|--------------------------------|------------------------------------|
| 子育て | 1 | 助産施設入所者徴収金 | 〇秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例施行規則 |
| 支援課 | 2 | 〇秦野市小児等医療費の助成に関する条例施行規則 | |
| 保育 | 3 | 【公立幼稚園以外】 特定教育・保育施設等の利用者負担額 | ○秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例 |
| 育こども園課 | 4 | 保育所入所等の費用の徴収 | 〇秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例 |
| | 5 | 放課後児童健全育成事業(学童保育) | 〇秦野市放課後児童ホームに関する条例 |
| 障害福祉課教 | 6 | 心身障害者医療費助成 | 〇秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例 |
| 教育総務課 | 7 | 【公立幼稚園】 特定教育・保育施設等の利用者負担額 | 〇秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例 |

政策会議付議事案書(平成29年10月24日)

提案課名 保育こども園課 報告者名 内海 元

事案名 保育士確保に向けた補助制度の創設について

性 | 保育士の給与を決定する際の地域間格差となっています。

有

資料

無

本年4月1日現在における本市の待機児童は49人となっていますが、待機児童が 生じる背景として、定数の問題もありますが、そこで働く保育士が不足していること にあります。この要因は、子どもの命を預かるという責任の重さに比べて、保育士の 給与水準が低いなど、その処遇の問題であることが指摘されています。

- 目 民間保育所等の運営費として行政が交付する、子ども一人あたりの教育・保育に通 的 常要する費用(公定価格)は、地域間の賃金水準等をもとに市町村ごとに定められ、
- ・ 国家公務員の地域手当の率と連動し、我々公務員もこの率を準用しています。この費 必 用の算出に当たり、適用される本市の基準は6%ですが、厚木市は16%、伊勢原市 要 や平塚市は10%と、近隣他市に比べて本市は低い水準に設定されていることから、
- こうした背景を踏まえ 保育士資格を有する者が、市内の民間保育所等において、 新たに就職する際に、一時金を給付することにより就労を促進し、保育士不足を解消

するとともに、市外からの転入費用の一部を助成することにより市内への定住を促進

するものです。

1 国の動向

総務省の労働力調査では、子育て世代である25~44歳の女性の就業率は平成23年の66.7%から28年には72.7%に上昇しています。このような背景の中で、本年6月2日に「子育て安心プラン」が閣議決定され、平成34年度末までの5年間で、女性就業率80%に対応する待機児童解消に必要な受け皿を整備することを明確にしています。

検 2 本市の現状

討 近年、保育所の利用を申し込む児童数は次表のとおり増加傾向にあります。国の 結 政策を背景として、しばらくはこの水準が続くことを見込んでいます。

| 内 容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---------|--------|--------|--------|
| 申込者数 | 1,997人 | 2,153人 | 2,318人 |
| 対前年度増減数 | 56人 | 156人 | 165人 |

果

経

渦

- 3 議会について
- (1) 待機児童の解消については、主に一般質問で過去から継続的に質問あり。
- (2) 保育士確保のための支援について、平成29年第2回定例会一般質問で要望あり。
- 4 その他

本年8月4日に開催された「ようこそ市長の部屋へ」において、社会福祉法人立の園長会から保育士確保に向けた市の支援について要望あり。

- 1 制度の開始 平成30年4月1日
- 2 対象者
- (1) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、市内の保育所(認定こども園を含む。)に採用された常勤(※)保育士又は保育教諭。

決 ただし、公立認定こども園に正規採用された職員を除く。

- 定 (2) 採用日以前に市内の保育所その他の児童福祉施設、認可外保育施設、児童ホーム 等 等に勤務していた人は、退職後2年を経過していること。
- を (3) 常勤の保育士又は保育教諭としての勤務が3年以上継続する見込みがあること。
- 要 (4) 市税等を完納していること。
- す ※ 1日6時間以上で1月に20日以上勤務する雇用形態
- る 3 給付額(1人1回。一人最大40万円)
- 事 (1) 基本額(就労奨励分) 20万円(※)
- 項 ※ 市内に住民票があり、実際に住んでいる又は他市区町村から住民票を異動し、 実際に住む予定(新たに就労した日から3か月以内)がある場合とし、市外から 通勤する場合は10万円とする。
 - (2) 加算額(転入費用分) 上限20万円(※)
 - ※ 市外から転入するために実際に支払った額を上限とする。
- 今一・「(仮称)秦野市保育士等就労促進給付金交付要綱」を制定
- 後 平成30年度予算に所要経費を計上

 \mathcal{O}

取

扱

秦野市保育士等就労促進給付金の概要

平成29年10月24日 保育こども園課作成

1 目的

保育士資格を有する者が、市内の民間保育所等において、新たに就労する際に、一時金を給付することにより就労を促進し、保育士不足を解消するとともに、市外からの転入費用の一部を助成することにより市内への定住促進を図る。

- 2 対象者(次の要件すべてを満たす人)
- (1) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、市内の保育所(認定こども園を含む。)に採用された常勤(※)保育士又は保育教諭。ただし、公立認定こども園に正規採用された職員を除く。
 - ※ 1日6時間以上で1月に20日以上勤務する雇用形態
- (2) 採用日以前に市内の保育所その他の児童福祉施設、認可外保育施設、児童ホーム等に勤務していた人は、退職後2年を経過していること。
- (3) 常勤の保育士又は保育教諭としての勤務が3年以上継続する見込みがあること。
- (4) 市税等を完納していること。
- 3 給付額(1人1回。一人最大40万円)
- (1) 基本額(就労奨励分) 20万円(※)
 - ※ 市内に住民票があり、実際に住んでいる又は他市区町村から住民票を 異動し、実際に住む予定(新たに就労した日から3か月以内)がある場合とし、市外から通勤する場合は10万円とする。
- (2) 加算額(転入費用分) 上限20万円(※)
 - ※ 市外から転入するために実際に支払った額
- 4 平成30年度予算見積額 400万円(想定人数10人)
- 5 その他
- (1) 次に当てはまる場合は、返還を求める場合がある。
 - ア 就労した日から起算して3年以内に、自己都合により退職、又は市外 へ転出など対象要件を満たさなくなったとき。
 - イ 虚偽の申請その他不正行為があったとき。

各自治体における保育への就労に関する奨励金制度の比較

平成29年10月10日 保育こども園課作成

| 都市名 | 山口県光市 | 広島県尾道市 | 島根県大田市 | 神奈川県平塚市 | 神奈川県厚木市 | 埼玉県戸田市 | 栃木県小山市 |
|--------|--|---|---|---|---|--|--|
| 担当課 | 子ども家庭課 | 子育て支援課 | 子育て支援課 | 保育課 | こども育成課 | 待機児童緊急対策室 | こども課 |
| 名称 | 保育士等就労促進 給付金 | 保育士就労奨励金 | 保育士さん いらっしゃい奨励金 | 保育所等保育士就職 支援事業補助金 | 保育士転入奨励 助成金 | 保育士就職支援 給付金 | 保育士等就業奨励金 |
| 上限額(円) | 200,000円 | 400,000円 | 200,000円 | 1,000,000円 | 100,000円 | 300,000円 | 自宅通学者 30,000円/月 |
| 上限領(口) | 基本額:100,000円 加算額:100,000円 | 基本額:200,000円 加算額:200,000円 | | (貸付事業) | 基本額:50,000円 加算額:50,000円 | 初年度:200,000円 1年勤務後:100,000円 | 自宅外通学者 50,000円/月 |
| 対象人数 | | | | | | | 10人程度 |
| 交付対象 | 就職が内定した人(年度途中の採用も可以 (全) (全) (全) (全) (生) (生) (生) (生) (生) (生) (生) (生) (生) (生 | 過していること ③常勤の保育士又は 保育教諭としての勤務 が3年以上継続する見 込みがあること(3年を 経過するまでに要件を 満たさなくなった場合 は返還) | した常勤職員 ②市内に転入して90日 とでは入して90日 のでは入して90日 でででででででででででででででででででででででででででででででででででで | ること ②市内に所在する保育所名に 資所のでは ③平成29年1月2日の間で 530年1月1日の間で 転入し、引き続す に住民登開始音では 一個では 一個では 一個では のこと の記述が の記述が の記述が の記述が の記述が の記述が の記述が のは のは のは のは のは のは のは のは のは のは のは のは のは | 市内に住所を有した者で、1年以上継続した 市内に居住する 市内に居住する があるもの ※本制度のほか、「保 音士として、保育士として、 に動務3年保育助として、 に対して、保 があるもの ※本制度のほか、「保 があるもの ※本制度のほか、「保 成 を返育す保育助として、 に に に に に に に に に に に に に に に に に に に | 保育士として 原育士として 期で の方方との の方方との の方方との の方方との の方方との の方が の方が の方との が見い の方との のるとの のる のる。 のる のる。 のる。 のる。 のる。 のる。 | 卒業後、保育士・幼稚園教諭として、奨励金の交付期間に相当する期間以上に市内の保育所・幼稚園・認定こども園に就業することが確実な人 |
| その他 | 基本額は、奨励分加算額は、転居費用分(実際に支払った額)で、市内に転居する場合 | 加算額は、転居費用分 (実際に支払った額) | (5月末時点) 5年以内に要件を満た さなくなった場合は返 | 所等において保育士 又は保育教諭として5 | | 対象経費は、就職準備 費用(引越し、保育用被服、自己啓発等) 3年以内に退職した場 合は返還 | |

政策会議付議事案書(飛29年10月24日)

提案課名 保育こども園課 報告者名 内海 元

有

事案名

中井町と共同で病後児保育事業を実施することについて

資料

無

目的·必

保護者等が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅で保育が困難な場合があります。こうした保育需要に対応するため、本市では、平成26年10月からひろはたこども園に併設した「おひさまルーム」で、病気の回復期にあり、かつ、集団生活が困難な児童を預かる病後児保育事業を、定員3名で実施しています。

事業開始以降利用児童数は増えてきていますが、平成28年度の実績では、利用定員3名の利用があった日数は、年間で7日のみとなっており、より一層の利用者増により事業の効率化を図る必要が生じています。

【経過】

1 平成26年10月 秦野市病後児保育事業実施要綱施行、ひろはたこども園病後児 児童保育室おひさまルーム開設

平成26年度実績 延べ利用人数 6名

平成27年度実績 述べ利用人数 34名

平成28年度実績 述べ利用人数 126名

平成29年度実績 述べ利用人数 33名(平成29年8月末現在)

2 平成29年7月 中井町から、病後児保育事業を共同により実施することに ついての相談

【検討結果】

利用頻度にかかわらず固定経費が発生することから、中井町に負担額を求めること。

- 1 中井町と共同で病後児保育事業を実施すること。
- 2 児童の受け入れに当たっては、市民の優先枠は設けず受け付け順とすること。
- 3 中井町に一定の負担額を求めること。
- 4 以上の条件について、協定書を締結すること。

決定等を要する事項

平成29年12月 病後児保育事業の広域利用に関する協定書の締結

平成30年 3月 秦野市病後児保育事業実施要綱改正

今後の取扱い

同年 4月 中井町と共同で病後児保育事業開始

- 2 -

病後児保育事業を中井町と連携して実施することに伴う事業費見込

平成29年10月24日 保育こども園課作成

1. 利用対象者人口

(単位:人)

| 項目 | | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | | 平成31年度 | |
|--------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 実績 | 見込み | 割合(%) | 見込み | 割合(%) | 見込み |
| 利用対象者割合 (人口) | 本市 | 13,033 | 12,641 | 95.3% | 12,347 | 95.2% | 12,065 |
| | 中井町 | 634 | 596 | 4.7% | 613 | 4.8% | 607 |
| 小計 | | 13,667 | 13,237 | 100.0% | 12,960 | 100.0% | 12,672 |

2. 事業費用 (単位:円)

| <u> </u> | | | | | \ 1 I—:1 #7 |
|-----------------|-----|-----------|-----------|-----------|-------------|
| 事業費用総額 | | 5,553,320 | 5,600,000 | 5,600,000 | 5,600,000 |
| 利用料収入 | 本市 | 293,450 | 237,350 | 305,500 | 305,500 |
| | 中井町 | - | ı | 23,500 | 23,500 |
| 負担 金額 | 本市 | 5,553,320 | 5,600,000 | 5,323,941 | 5,318,068 |
| | 中井町 | - | - | 276,059 | 281,932 |
| 県国補助金 | | 2,808,000 | 2,808,000 | 2,808,000 | 2,808,000 |
| 本市一般財源 支出分金額 | | 2,451,870 | 2,554,650 | 2,186,941 | 2,181,068 |

中井町の負担金額算出式

①人口割負担額+②利用者負担額減免分+③施設整備分=中井町事費負担額

(内訳計算式:平成30年度)

- ①人口割負担額=事業費用×利用対象者人口割合
 - 5,600,000円×4.7%=263,200円
- ②減免利用先の見込みは不確定のため算出せず。
- ③施設整備分=当初施設整備費用/償却年数×利用者対象者人口割合

4.104.000円/15年×4.7%=12.859円

- ①+②+③(平成30年度試算)
- ①263,200円+②未算出+③12,859円=276,059円(中井町事業負担額)
- ※利用料収入は本市130名×2,350円=305,500円、中井町10名×2,350円=23,500円と予測しています。